

区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建築物の耐震改修の計画の認定等に関する要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）第25条の規定による区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、法、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令28号。以下「省令」という。）、建築物の耐震改修の計画の認定等の手続を定める規則（平成25年兵庫県規則第44号。以下「規則」という。）及び要綱において使用する用語の例による。

(事前協議)

第3条 法第25条第1項の規定に基づき区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、当該申請に係る建築物の状況等について、あらかじめ、兵庫県知事（以下「知事」という。）に協議できるものとする。

2 前項の規定による協議は、事前協議書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる図書及び書類を添えて、これらを知事に提出して行うものとする。

- 一 添付図書等一覧表（別記第2号様式）
- 二 省令第33条第1項第1号に規定する図書のうち、付近見取図、配置図及び各階平面図
- 三 外観写真
- 四 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項、第18条第3項又は第4項の規定により、前項の協議に係る建築物に対して交付されたすべての確認済証の写し及びそれに係る検査済証の写し

(認定の申請)

第4条 法第25条第2項の認定を受けようとする者は、木造の建築物又は木造と木造以外の構造とを併用する建築物については省令別記第17号様式による申請書の正本及び副本並びに省令別記第6号様式による正本及び副本に、木造の構造部分を有しない建築物については省令別記第17号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ、次に掲げる書類を添えて、これらを知事に提出するものとする。

- 一 第3条第2項各号に規定する図書及び書類
- 二 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第18条第1項（同法第66条において準用する場合を含む。）の規定により当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し（同法第18条第2項の規定により規約で別段の定めをした場合にあっては、当該規約の写し及びその定めるところにより当該認定の申請をすることを証する書類）
- 三 要綱第8条に規定する書類
- 四 耐震診断結果表（別記第3号様式）
- 五 耐震診断の実施者の資格が確認できる書類
- 六 耐震診断の実施者が省令第5条第1項の規定による登録資格者講習を修了したことを確認できる書類

(認定申請等の窓口)

第5条 知事に対する協議、申請、説明及び報告は、兵庫県まちづくり部建築指導課を窓口として行うものとする。

(認定申請に係る追加説明)

第6条 知事は、第4条の規定に基づき提出された図書及び書類によって、法第25条第2項の規定による区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定（以下「要耐震改修認定」という。）を受けようとする区分所有建築物が同項に規定する基準に適合していることを判断できない場合にあっては、申請者に追加の説明を求めることができる。

(標準処理期間)

第7条 要耐震改修認定に係る審査の標準的な処理期間は、認定申請を受理した日から14日以内の期間とする。ただし、前条の規定により追加の説明等を求め、回答があるまでの日数は当該処理期間に含まないものとする。

(認定申請の取下げ)

第8条 申請者は、要耐震改修認定を受ける前に当該認定の申請を取り下げようとする場合は、認定申請取下げ届（別記第4号様式）を知事に提出するものとする。

(要耐震改修認定をしない旨の通知)

第9条 知事は、要耐震改修認定をしないことを決定したときは、認定をしない旨の通知書（別記第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(要耐震改修認定建築物に係る報告の徴収)

第10条 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、法第27条第4項の規定により当該建築物の地震に対する安全性に係る事項に関して報告を求められたときは、建築物状況報告書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(要耐震改修認定の取消し)

第11条 要耐震改修認定の取消しは、認定取消し通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(認定の証明)

第12条 要耐震改修認定建築物の所有者は、要耐震改修認定の証明を求める場合は、証明願（別記第8号様式）の正本及び副本を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の証明願が提出されたときは、証明を求められた内容が台帳の記載事項と相違ないことを確認した上で、証明するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成26年3月20日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和2年9月7日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、令和7年4月1日から施行する。